

昨日は区長会の議会研修があつて、区長さんたちが傍聴されたようですが、今日はどうでしょうか。塩谷議員、中村議員の質問に重ね、ポートピアという名のギャンブル場がいかにとんでもない施設であるかをぜひ皆さんに考えてもらいたかったのに、とても残念です。

昨日の一般質問で、道下議員が香川県三木町の取り組みについても紹介されました。この三木町は、丸亀競艇のポートピア進出に反対して、住民が力を合わせ、5年かけて頑張つて、2001年にとうとうポートピア進出を撤退消滅させた勇氣ある町、誇り高い町として知られています。昨年はこの三木町で第9回「全国小さくても輝く自治体フォーラム」が開催され、三木町長は、「きらりと光る自治体を目指し、町民一人ひとりが輝き、三木町に住んでよかった、これからも住み続けたいと実感できる(夢とロマンと活力に満ちたまちづくり)に全力を」と挨拶されています。住民の力によって、ポートピア賛成の町長が推進を撤回したからこそ、今の誇れる三木町があります。中央公園前に立っている「ポートピアはいらない、ポートピアNO!」の看板をご覧になりましたか。この三木町の住民パワーをも投入して、3日ばかりで作り上げた手づくりの看板です。あの看板は、どんなに津幡町の多くの町民が、真剣にポートピアに反対しているか、ポートピアによって環境が悪化することがどんなに心配なことか、未来に負の遺産を残してはならないと、子どもたちが健やかに育つ環境を守るために懸命に訴えています。

ポートピアは、町長がいつも言われる「子どもからお年寄りまで笑顔あふれる町づくり、住んでよかった町づくり」には程遠い施設だと、誰もが気づいています。わざわざ頼んでまで来てもらう施設でないことも、多くの町民は分かっています。町長はポートピアが本当に町民のためになる、ギャンブルで地元活性化になると信じているのですか。津幡町に貢献する施設であると自信を持って言えるのですか。

金沢市では大徳地区場外車券売り場誘致で反対運動が起きています。自民党の馳浩国会議員は、誘致計画自体が理解できない。なんとしても反対運動をしっかり展開していかなければならない。金沢でも有数の文教地区に、公営ギャンブル施設を誘致すること自体理解できない、と断固反対の発言をされています。これは公営ギャンブルそのものに弊害があること、教育的に問題があることを証明しているということです。

「国土交通省はポートピア設置申請者に、地元の調整として、地元自治会の同意、

市町村長の同意および市町村議会が反対を議決していないことを条件としている。この3つの条件、どれ一つ欠けても成立しないものである。また、この条件は地元要望を地元のみならず町全体として、もう一度議会と行政がそれぞれの立場で検討するシステムとなっており、民主的な手続きである」この言葉は平成18年の12月議会で、町長が発言された言葉ですよ。つまり、町長は、3つの条件がそれぞれに独立して責任が重いことを言葉の上では承知しながら、町長としてポートピアを容認したのは、地元が賛成したから、議会が賛成したからだ、理由にならない理由をつけて、責任逃れをしています。これを民主的と呼ぶのですか。

平成19年3月23日の国土交通委員会議録第7号には、冬柴国交省大臣の答弁として「場外舟券売場の設置に当たっては、地元住民の理解が得られるよう努め、十分な地元調整が必要である。」「地元の民意を反映するという意味でどういうプロセスでその合意がなされたのかということは非常に大事な点」とあります。また、北側前大臣も「実質的な同意を得るためには、当然、大切な情報が広く住民の方々に周知されていないといけない。また、地元住民の同意というものが多くの方々の意向を反映していると言えるようなものでなければならぬ。」と述べられていますが、津幡町では、「町は関与する立場ではない」として、地元、および周辺地区住民に対しても、これまで一度も説明会が開かれていないということは問題です。

3年前の平成17年5月21日、舟橋会館での説明会において、舟橋地区125世帯の3分の1にも満たない36の賛成とギャンブル場誘致であるとの十分な説明もないまま集めた委任状。業者、地元議員が同席の中で、説明会場で強引に賛否をとってポートピア誘致を決定。しかも、舟橋地区住民のほとんどが委任状を書いたことすら忘れた頃、1年もたつて舟橋地区役員から出されたポートピア誘致の請願。圧倒的多数ですんなり通った議会。

一般町民が気がつかないうちに、誰がこれほど巧妙にことを運んでいるのか、業者ですか、業者に踊らされている舟橋区長ですか、議員ですか、町ですか。その上、請願にあったポートピア津幡の事業計画案が、平成19年1月9日の津幡町からグットワンへの設置同意書では年間360日以内に変更され、しかも、ナイターレース発売まで同意している。いつの間に変更されたのか、この変更について議会は同意したのでしょうか。

金沢地方裁判所を通して、舟橋区の会議録と委任状の開示請求を求めました。しかし、区長は頑として未だに応じません。

先日、国交省を通してポートピア推進本部から、舟橋区での採決の結果と委任状の

コピーが手に入りました。2年前、区長に直接聞いて確かめた賛成の数と違っていました。舟橋の方にそのコピーも見てもらいましたが3年も前のことでもあり、覚えがないということで、自分の書いた委任状を確かめたいと、舟橋区長に頼んだところ、「区で見せないことを決めた。誰に対しても絶対見せない。いつまでもしつこい。帰れ、帰れ」と追い返されました。ルールに則ったものであれば正々堂々と開示できるのではないですか。ここまで隠すからには、見せられないわけがあるに違いないと誰もが考えるでしょう。

桐生競艇の施行者であるみどり市では、今年1月28日の全員協議会で、初めて津幡町の名前が浮上したのです。1月23日付けの「桐生競艇活性化に向けて」という関東開発グループからみどり市議会にあてた文書には、「ボートピア津幡は、既に地元自治体および周辺住民の同意を得ており、通常の場合外開設では一番困難な問題が解決された段階です。今日に至るまで、地元および民間開発会社の想像以上の尽力で達成された段階です。多くのお膳立てができた後は、施行者の進出意思決定が残されている状態です。」とあります。桐生競艇場の運営、管理をしている関東開発側から、みどり市に対し津幡進出の正式決定を1月末日までに行うようにとの強い要請があり、全ての話があまりに性急すぎると、初めて津幡町の名前を聞いた議員たちから業者主導の交渉経過に戸惑いの声が続出して、1月31日にみどり市長一行が津幡町ボートピア建設予定地を視察しました。津幡町では、矢田副町長と総務部長、議長をはじめとした5人の議員、そして舟橋区長ら8人が応対。現地視察の結果、みどり市として「地元の熱意を感じた」と進出を表明。「津幡町の受け入れは万全、地元区長も議会も一丸となって期待して待っている」「津幡町は諸手を挙げて賛成している。めったにない千載一遇のチャンスである。」と報告がなされました。

私たちは即刻、2度にわたってみどり市を訪ね、みどり市長に対し、市議会に対し、津幡町の多くの町民が大反対である、有権者の過半数の署名こそが民意であること、何より地元の同意そのものが民主的ルールに則ってとられたものではないと津幡町の実態を伝えました。みどり市長は「ルールに則って粛々と進める」との見解でしたが、そのもとになるものがルールに則っていなければ、ルールに則っていると決していえないということも伝えました。みどり市長は、「みどり市は津幡進出に対し、一切責任を負わない。グットワンに責任を負わせる」と言い、また「住民の合意は大前提である。しかし、残念ながら私は津幡町長ではない、内政介入はできない。みどり市のプラスになることが前提であり、津幡の問題は自己決定、自己責任である。」との発言もありました。みどり市としては、すっかりお膳立てされていることになっていた津幡町で、これほどボートピアが問題になっている事実を

殆ど把握されていなかったようでした。できればこんな厄介な町に関わりたくないというのが本音でしょう。

競艇はもともと刑法で禁止している賭博及び富くじ販売の特例として、地方自治体にのみ認められている公営ギャンブルの一つです。競艇の売上げは、1991年をピークに約2兆2000億円から2005年には9700億円まで落ち込み、41施行者中、16施行者が一般会計への繰り出しができず、うち6施行者が赤字、既に4施行者が事業撤退の道を選んでいるとのこと。みどり市が施行者となっているポートピアなんぶに至っては、当初売上げの1,5%だった環境整備費が、17年度は1%で1600万円、18年度には0,5%の730万円にまで下がり、昨年度で中学生の海外交流事業も廃止されています。

関東開発(株)グループは、桐生競艇存続のために、赤字が続く「ポートピアなんぶ」と「ポートピア津幡」をセットにして(株)グットワンに運営させ、阿佐美沼と駐車場の賃貸料3億円、みどり市が桐生競艇を関東開発グループに全面委託することによって、利益保証2億円、合計5億円というお金が保証されるというしくみで、みどり市に津幡町との行政間協定を迫っており、「公営」という名目の「民営」ギャンブル場が津幡に進出することを急がせています。

ポートピア設置は施行者である自治体側が、進出していく相手先自治体に支店開設の同意を求め、交渉するのが本来です。津幡町の場合は、施行者も明らかにならないうちに、資本金1000万円の民間業者グットワンと早々と同意書を交わし、それでいて町は関与しないとして、公営ギャンブル事業の丸投げ契約をしていることは全く理解しがたいことです。みどり市議会では競艇事業の全容を明らかにする目的で競艇問題特別委員会を立ち上げていますが、その中においてさえ、グットワンという会社については全く何も解っていないので知りたい、との意見さえ出ているのです。ポートピアなんぶの開設に関わったグットワンが、なぜ、再び、赤字のポートピアなんぶを引き受け、リスクを背負ってまでも津幡進出を画策するのか、その背景を町はしっかり把握しているのでしょうか。町は関与する立場ではないですか。昨年4月の法改正により、民間委託が可能になったとはいえ、責任まで委託はできません。

競艇事業そのものの存続が危ぶまれる中、ポートピア問題は業者主導のもとに、全国的に住民の反対運動が起きることを熟知の上、仕組まれたものであると考えられます。業者に踊らされ、津幡町の将来を危うくしてはなりません。まだ、国交省が

認可していない今の段階で、津幡町の将来を真剣に考えられ、白紙撤回の英断を求め、以下の質問をいたします。

- ①昨日、町長は舟橋地区の同意が正式に行われたと思っていると発言されたが、どのように調査されたのか。民主的手続きによる地元同意であるという根拠はなんであるか。
- ②平成19年1月9日の(株)グットワンとの同意書にある年間360日、ナイター営業について地元への説明と承認はいつ、どのように実施されたか。(株)グットワンを全面的に信用する理由は何か。
- ③津幡町が手本としたポートピアなんぶは赤字続きで環境整備費が1.5%から0.5%に減額されている。津幡町にとって格好の見本であるにも関わらず、ポートピア設置を推し進める理由は何か。
- ④町に環境整備費2400万円が入るためには、津幡町民がつぎ込む金額は如何ほどと見積もっているか。
- ⑤ここまで積極的に誘致をはかるポートピア津幡は、津幡町民にとってメリットがあるのか。デメリットは何か。噂によれば、舟橋区には特別に100万円というお金が毎年入るとのことであるが、それは確かなのか。ご存知なのか。
- ⑥公営ギャンブルに関わることで免れない津幡町の責任は何であるか。
- ⑦施行自治体みどり市と行政間協定を急いで結ばなければならない理由は。
- ⑧通告してありませんが尋ねます。私は、自分の目で見て、確かめて、こんなものはいらない、あってはならないと判断した。町長は、地元舟橋区、議会の動向を重く受け止め、職員の視察結果を検討され容認したと言うが、幹部職員の報告によるものなのか。町長は実際に、見られたのか。視察したのであれば、どこへ行かれたのか。

## 2 政務調査費の領収書添付について

先ごろ、金沢市の政務調査費訴訟の判決があったばかり。政務調査費の透明化に向けて全国的な動きがあります。政務調査費は、議員報酬とは別に議員の調査研究に必要な経費として支給されていますが、自治体によっては領収書添付が義務付けられておらず、「第2の報酬」と指摘がされています。公的なお金、税金で支払われる以上、徹底した透明性が求められ当然です。

津幡町では、2001年にあたる平成13年9月11日条例第22号「津幡町議政務調査費の交付に関する条例」において、月額25000円を交付するとされています。また、その第9条には、その1で「規則で定める収支報告書を作成し、こ

れに証拠書類の写しを添えて議長に提出しなければならない」その4で「議長は収支報告書等の提出があったときは、当該収支報告書等の写しを町長に送付しなければならない」と記されています。

政務調査費を支出する町長に質問します。

- ① 津幡町の条例は領収書等の添付を義務付けているのかそれともいないのか。
  - ② 議長から町長に送付される収支報告書等の写しには、領収書等の写しが添付されているのか、それともいないのか。
- 以上2点について明確な答弁を求めます。

ところで、昨年10月19日の朝日新聞朝刊に掲載された県内自治体の領収書添付状況一覧には、県内自治体のうち、七尾市、珠洲市、かほく市、野々市町、津幡町の5市町が収支報告書に領収書添付が義務付けられているとして○が記載されています。また同じく昨年11月20付けの北國新聞においては、「政務調査費の領収書添付義務化」の大きな見出しで、県内の状況を報告し、「このうち、津幡町議会は2001年度から、珠洲、かほく市両議会と野々市議会は2005年度から、それぞれ収支報告書への「1円以上」の領収書の添付を義務化した」として、突出した先進自治体として紹介され、政務調査費を支給している14市町の一覧では、一円以上の領収書添付自治体として明記されています。実際、私自身も、議員になった時に説明を受け、そのように認識していたわけです。

にも関わらずですが。2月8日、NHKの番組「デジタル百万石」で金沢市の政務調査費問題に関連して、県内の他の自治体の状況が、市と町に分けた形でわかりやすく一覧表として報告されていました。義務化されている自治体は○、されていない自治体は×、来年度義務化される予定の自治体は△ということでした。当然、津幡町は○であるはずですが、津幡町×、野々市町○、内灘町△と報道され、3町のうち、津幡町は義務化されていない町として報道されていました。NHKに確認したところ、議会事務局に直接問い合わせた回答の結果であるとの返答でした。

条例の解釈、運用は統一されたものでなくてはならない。マスコミの取材に対し、相反する、正反対の報道がなされるような曖昧、不明瞭な対応がなされたことは重大な問題であります。町長として、どちらか誤った報道がなされた報道機関に、報道内容の是正を依頼することを考えるべきではありませんか。町長の見解をお尋ねします。

### 3 積極的な情報公開を

第3次津幡町行政改革大綱によれば、行政改革の推進項目として、「公正の確保と透明性の向上」「情報化等行政サービスの向上」等が挙げられ、「情報公開の推進及び町民への情報提供」を図るために情報公開制度の的確かつ適正な運用に努める。また、行政改革の内容や推進状況等のもとより、幅広い行政情報について、様々な広報手段を活用し積極的な広報に努める、行政を取り巻く環境の変化に適切な対応ができるよう、今までにも増して時代の要請と町民ニーズを的確にとらえ、より柔軟な姿勢で、真に町民の望むサービスの実施に努める、とあります。

津幡町における「パブリックコメント制度」が4月から施行されることとなったのは、ひとつの進展とは考えられますが、ポートピア問題、河合谷小学校廃校問題での町の対応を見る限り、町民の意見を聴こうとする姿勢が本物であるかどうか、はなはだ疑わしい。

今年度の予算では、津幡丘陵公園に関して基本構想修正、事業期間延伸、整備内容の変更で、250万円が見込まれていたが、その進捗状況はどうなっているのか。また20年度には1億5000万円という莫大な予算をつぎ込む北部公園の事業内容、加茂遺跡広場整備費5000万円の事業内容、3億2600万円が見込まれる津幡小学校改築事業に関する情報等、全町民が高い関心をもっている重要事項をはじめ、行政の正確な情報をインターネット上で逐次公開し、掲示板を利用して町民の意見、苦情、情報に真摯に向き合っていく姿勢が、真のパブリックコメントに繋がるのではないのでしょうか。

自治体からの情報公開の透明化、住民との情報共有が町づくりの基本であります。津幡町では既に近隣市町でインターネット公開されている定例会、臨時会等の会議録、町長や議長、教育長の交際費等、当然公開されるべきことがなされていない状況です。

ひとつの事例を挙げますと、

6年以上も前、平成13年「地方教育行政の組織と運営に関する法律」の改正により、教育委員会議会の公開は全ての自治体に義務付けられたと、文部科学省の文書に明記されているにも係らず、津幡町教育委員会は昨年12月から本年2月にかけて、傍聴を求める地域住民の申請を不許可としました。「情報化等行政サービスの向上」はおろか、公職にあるものに最も強く求められる「法令の遵守」という初歩的な事柄すら軽視されている実態がここにあります。この

点について、町長の見解は如何でしょう。

情報公開条例に基づいての開示請求に応じて、速やかに情報提供することは当然のこと。議会は勿論、行政、教育委員会等それぞれの機関において、住民のニーズ、関心、問題意識を探って、積極的に情報を開示していこうとする姿勢こそが必要ではないでしょうか。更に、開示された資料は、住民のための共有資料として、図書館やインターネットで公開していく方策をも考えるべきであると思われませんが如何でしょうか。

以上について、積極的な情報公開の見地にたった町長の見解を求めます。